

# 税は誰のものか?

## 国際的な租税回避の現状と対策

はじめに

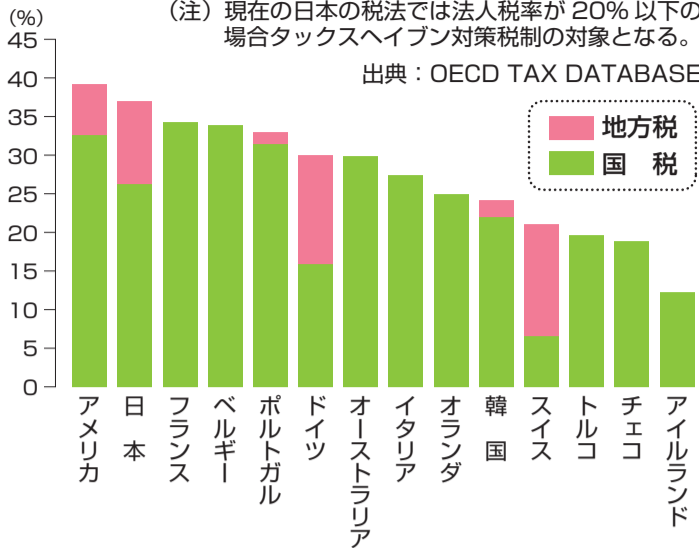
欧米では多国籍企業の過度な「節税」に対する批判が急速に高まっている。米国の議会上院では報告書の中でアップル社がアイルランドに利益を集中することにより、実効税率を低く抑えていると指摘している。

またイギリスではスターバックス社が国内に700店舗以上も展開しながら、スイスやオランダなどに利益を分散し、法人税をほとんど納めていないことが発覚して問題となっている。その他にもタックスヘイ

### 各国の実効税率ランキング2013年

(注)現在の日本の税法では法人税率が20%以下の場合タックスヘイブン対策税制の対象となる。

出典: OECD TAX DATABASE



ブンを利用した租税回避行為が噂される企業は多い。経済協力開発機構(OECD)やG8は企業の課税逃れを防ぐ方法を検討中であるが、実効性のある対策を策定できるか注目が高まっている。(図)

### 背景

節税とは、税法上の特恵措置の活用によって租税を軽減する通常の行為である。

これに対して、納税者が、①通常行われない異常な行為形式を選択し、②それによって通常の行為形式を選

択したとき同一の経済目的を達し、③その結果、多額の租税を軽減する。この場合の納税者の「異常な行為を租税回避行為という。

租税回避行為は、刑事責任が問われることとなる「脱税行為」とは異なり、個別具体的な規定がない限りこれを否認することは難しい。

タックスヘイブン地域に子会社を設立し利益を移すという手法の租税回避行為の歴史は古く、多国籍企業の多いアメリカでは1960年ごろから目立つようになり、対策税制も1962年にできている。

日本でも1978年度にタックスヘイブン対策税制が導入された。我が国の現在のタックスヘイブン対策税制は①外国子会社合算税制、②移転価格税制、③過小資本税制の三つの制度からなるが、中心となるのは①と②となっている。これらの制度を基に租税回避行為の封じ込めを行ってきたが、近年経済のグローバル化が顕著となりその結果多国籍で展開する企業が多くなっている。

OECDなどでは、以前はタックスヘイブンを利用して悪質な租税回避とグロ

ーバル企業の節税策を別々に考えていたが、リーマンショック後に低税率国を積極的に活用するグローバル企業の実態が明らかになるにつれ看過できない問題となってきた。

我が国は長いデフレ経済により財政が疲弊し、ついに国の債務が1千兆円を超えた。またEU諸国もリーマンショック後の金融危機により財政状況は極端に悪化し、緊縮財政を強いられるため、このように「逃げていく税金」に対して、注目が集まっている。

戦後、日本は直接税・所得課税中心で高成長してきたが、経済成長が低くなる段階で消費税を導入し、現在は所得・消費のバランスをとった課税体系となりつつある。今後どのような税制を志向すべきであろうか。担税力という観点からは、所得課税中心で行くことが望ましいのはいうまでもないが、現実にはなかなか難しい。累進課税のカーブを強めれば個人が、または法人税の税率を引き上げれば法人が国外に移動して、

「当面の問題」シリーズ 105

日本国の課税権の枠の外に逃れてしまうからである。中里教授は、その著書の中で「タックスシエルト」の利用という市場経済活動を通じて税収が減少させられ、結局はパブリック・セクターは敗北し、その活動に必要な財政収入を十分に手に行うことができなくなると、結果としては必要最低限の公共財の提供のみを行うひそやかな存在へと後退する」と警鐘を鳴らしている。いずれにしてもグローバルエコノミーを前提とした税制の構築を考えていかねばならない時代となっている。

新しい税はどうあるべきか グローバル化が進展しても財政・税制は国家の基幹となる部分であるため国際的な連携をとるのは難しい。特に移転価格税制にかける部分は各国における税の取り合いの側面がある。EUにおいても基幹税である付加価値税でさえ制度の統合がなされていない。

しかし経済の国際化は今後も急速に進展する事が予想されるため税制の国際化は避けて通れない道である。ここでは新しく構想されている税制の一部を紹介したい。

①トービン税 ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・トービン(英)が1972年に提唱した。その内容は投機目的の短期的な取引を抑制するためにクロスボーダーの通貨取引に低率の課税をするというもので、1994年のメキシコ通貨危機をきっかけに再び注目されるようになった。

②国際連帯税 2002年にメキシコのモントレイで開催された国際開発資金会議で導入の検討がされた。税収を気候変動、貧困、疫病などの地球規模の問題のために使うことを目的としている。対象とされる税分野としては、炭素税、航空券税、多国籍企業税、武器取引税、金融取引税などが考えられており、一部の国で航空券税が導入されている。

③EUにおける金融取引税構想 2014年1月までにEUの中で希望する国(現在は11カ国)に導入が予定されている。株式・債券取引には0.1%、デリバティブには0.01%が課される。フランスが先行して導入し、しかし英国は導入に反対している。

④シテイズンシップ課税 米国の所得課税は米国籍を有する者の全世界所得に対して課される。所得課税の強化を考える場合、グローバル化の進展に対処するため居住者課税の原則を見直すことも重要かもしれない。

⑤出国税 出国税は、空港税のことではなく、出国する際に未実現利益に対して課税しようとするもの。カナダ、オーストラリア、ドイツ等で導入されている。日本でも旺文社ホールディングス事件以後未実現利益を国外へ持ち出すことを防止する立法が一部でとられている。平成24年度の税制改正で国外財産調書制度が創設された。創設の理由として、日本の税務当局が外国金融機関等に調査権限を行使することが難しいこと、また租税条約にもとづく情報交換により網羅的に納税者情報を求めることは困難であることが挙げられている。情報のやりとりには「時間がかかる」、「複数の国を舞台とした脱税には対応しにくい」などの問題点が指摘されていた。これに対し、米国は海外の外国金融機関に米国人の口座情報提供を義務付けた外国口座税務コンプライアンス法を本年1月に施行した。またOECDも相手国の要請がなくても税務当局間で自動的に情報交換が出来るようなルール作りをしている。

【参考文献】  
租税法 金子宏著  
税法学原論 北野弘久著  
タックスシエルト 中里実著  
タックス・ヘイブン 志賀櫻著  
(政策副委員長 福島秀一)

# 達人はあなたの電子申告を応援します!

達人シリーズ 電子申告セット  
税務6本セット  
+  
達人Cube(電子申告ソフト)  
(ソフト保守料・電話サポート込み)

月額 **12,000**円(税込)



セット内訳  
達人Cube  
法人税  
減価償却  
内訳概況書  
消費税  
所得税  
年調・法定調書